

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附 則（令和3年4月22日経企第197号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none">この附則は令和3年5月11日から実施します。 （一部手続きの受付停止）この附則実施の日から令和3年5月16日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は第2種契約者からの事業者変更の手続きに必要な番号の発行に係る申出を承諾することができません。	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p>

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 利用中止等</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、契約者が当社と締結している音声利用IP通信網契約について、警察機関から当社に対して、特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いた、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。）に利用されたとして、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止する旨の要請があったときは、警察機関から当社に対して利用停止を解除する旨の要請があるまでの間（警察機関から当社に対して、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が <u>1年</u> を超え、警察機関から当社に対して利用停止を解除する旨の要請があるまでの間とします。）、その音声利用IP通信網契約に係る追加番号（別表2（付加機能）に規定するものをいい、警察機関から利用を停止する旨の要請があったものに限ります。）について、番号情報送出機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の利用を停止することがあります。この場合において、利用を停止する前の電気通信番号と利用停止を解除した場合の電気通信番号が異なります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第10章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p> <p>附 則（令和3年4月22日経企第197号） この改正規定は、令和3年5月10日から実施します。</p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 利用中止等</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、契約者が当社と締結している音声利用IP通信網契約について、警察機関から当社に対して、特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いた、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。）に利用されたとして、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止する旨の要請があったときは、警察機関から当社に対して利用停止を解除する旨の要請があるまでの間（警察機関から当社に対して、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止する期間を延長する旨の要請があった場合又は特別の事情がある場合は、利用を停止する期間が <u>6か月</u> を超え、警察機関から当社に対して利用停止を解除する旨の要請があるまでの間とします。）、その音声利用IP通信網契約に係る追加番号（別表2（付加機能）に規定するものをいい、警察機関から利用を停止する旨の要請があったものに限ります。）について、番号情報送出機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の利用を停止することがあります。この場合において、利用を停止する前の電気通信番号と利用停止を解除した場合の電気通信番号が異なります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第10章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p>